

変更後	変更前
第1条 かいぎんインターネットバンキングサービス 1.略 2.本サービスの利用の申込みに際しては、Webフォームまたは当行所定の書面（以下、「本サービス申込書」といいます）により必要な事項を届け出てください。本サービス申込書にてお申込みの場合には、当行の手続きが完了しますと「手続き完了のお知らせ」が送付されますので、契約者は所定の設定を行ってください。契約者の設定完了後、本サービスは利用可能となります。 3.略 4. 本サービス申込みに、代表口座のキャッシュカードの契約が必須となります。 5.～9.略 第4条 本人確認 1.～3.略 4.当行が本規定（当行所定事項に定める事項を含みます）に従って本人確認をして処理を実施した場合、「ID」、「パスワード」等について不正使用、二重送信、誤入力データ送信等その他の事故があっても当行は該当依頼を契約者の意思に基づく有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。「ID」、「パスワード」等は契約者本人が厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分に注意してください。 5.略 6.振込や税金の払込等当行所定の取引には、上記本人確認に加えて第11条記載のワンタイムパスワードサービスのご利用が必須となります。 第5条 本サービスの依頼 1.～2.略 3.依頼内容および処理結果については、受付完了確認画面、依頼内容照会機能、通帳等により、契約者の責任において確認してください。確認結果が受信できなかった場合や内容に不明点がある場合等、直ちに当行所定の方法で照会してください。 4.～5.略 第7条 振替取引 1.～2.略 削除 3.～4.略 第11条 ワンタイムパスワードサービス 1.内容 ワンタイムパスワードサービスとは、本サービスの「インターネットバンキング」のご利用に際し、スマートフォンにインストールされたパスワード生成ソフト（以下、「トークン」といいます）により生成・表示された可変的なパスワード（以下、「ワンタイムパスワード」といいます）を第4条本人確認に加えて用いることにより、お客さまの本人確認を行うサービスです。	第1条 かいぎんインターネットバンキングサービス 1.略 2.本サービスの利用の申込みに際しては、Webフォームまたは当行所定の書面（以下、「本サービス申込書」といいます）により「仮の認用パスワード」その他必要な事項を届け出てください。本サービスの申込後、当行の手続きが終了しますと必要な事項を記載した「手続き完了のお知らせ」が送付されますので、契約者は所定の設定を行ってください。契約者の設定完了後、本サービスは利用可能となります。 3.略 新設 4.～8.略 第4条 本人確認 1.～3.略 4.当行が本規定（当行所定事項に定める事項を含みます）に従って本人確認をして処理を実施した場合、「ID」、「パスワード」等について不正使用、二重送信、誤入力データ送信等その他の事故があっても当行は該当依頼を契約者の意思に基づく有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。当行が送付する「パスワード」が記載されている「手続き完了のお知らせ」等は契約者本人が厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分に注意してください。 5.略 6.上記本人確認に加えて第11条記載のワンタイムパスワードサービスのご利用も可能です。 第5条 本サービスの依頼 1.～2.略 3.依頼内容および処理結果については、受付完了確認画面、依頼内容照会機能、通帳または当座勘定照合表等により、契約者の責任において確認してください。確認結果が受信できなかった場合や内容に不明点がある場合等、直ちに当行所定の方法で照会してください。 4.～5.略 第7条 振替取引 1.～2.略 3.当日扱いの振替取引は、当行所定の銀行営業日のみ取り扱えます。 4.～5.略 第11条 ワンタイムパスワードサービス 1.内容 ワンタイムパスワードサービスとは、本サービスの「インターネットバンキング」のご利用に際し、携帯電話機またはスマートフォンにインストールされたパスワード生成ソフト（以下、「トークン」といいます）により生成・表示された可変的なパスワード（以下、「ワンタイムパスワード」といいます）を第4条本人確認に加えて用いることにより、お客さまの本人確認を行うサービスです。

2.利用手続き 略 3.利用方法 (1) トークン発行手続き お客さまは、ワンタイムパスワードサービスのご利用を希望する場合は、「インターネットバンキング」から トークン発行の依頼を行ってください。 当行はトークン発行の依頼を受付した場合、お客さまがトークン発行依頼時に指定したスマートフォンのメールアドレスへ電子メールを送信します。 当該電子メールには、トークンの動作に必要な基本ソフト（以下、「ワンタイムパスワードアプリ」といいます）を取得するための URL、サービス ID、ユーザーID が記載されていますので、お客さまには当該 URL よりスマートフォンにワンタイムパスワードアプリをダウンロードし、当該ワンタイムパスワードアプリにサービス ID、ユーザーID およびお客さまがトークン発行依頼時に指定した利用開始パスワードを正確に入力してください。サービス ID、ユーザーID および利用開始パスワードを入力することにより当該アプリをトークンとして利用できます。 (2) ～ (3) 略 4.利用解除の手続き ワンタイムパスワード利用解除を希望する場合は、「インターネットバンキング」からワンタイムパスワード利用解除手続きを行ってください。この手続きが完了した後は、お客さま本人確認手続きに、ワンタイムパスワードの入力が不要となります。 なお、再度、ワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、前項 (1) および (2) の手続きを行ってください。ただし、前項 (1) および (2) の手続きが行えるのは、ワンタイムパスワード利用解除日の翌日以降になります。 トークンをインストールしたスマートフォンを変更する場合には、上記手続きに従って、一旦ワンタイムパスワードの利用解除新たなスマートフォンに再度前項 (1) および (2) の手続きを行ってください。 5.略 6.ワンタイムパスワードおよびトークン管理 (1) ワンタイムパスワードおよびトークンをインストールしたスマートフォンは、お客さまご自身で厳重に管理し、他人に知られたり、紛失・盗難に遭わないよう十分に注意してください。 (2) トークンをインストールしたスマートフォンを紛失した場合、トークンの偽造、変造等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合は、当行所定の方法により届け出を行ってください。 7.略 削除 第 12 条 通知手段 略 第 13 条 届出事項の変更 略 第 14 条 「ID」、「パスワード」に関する紛失・盗難等	2.利用手続き 略 3.利用方法 (1) トークン発行手続き お客さまは、ワンタイムパスワードサービスのご利用を希望する場合は、「インターネットバンキング」から トークン発行の依頼を行ってください。 当行はトークン発行の依頼を受付した場合、お客さまがトークン発行依頼時に指定した携帯電話機またはスマートフォンのメールアドレスへ電子メールを送信します。 当該電子メールには、トークンの動作に必要な基本ソフト（以下、「ワンタイムパスワードアプリ」といいます）を取得するための URL、サービス ID、ユーザーID が記載されていますので、お客さまには当該 URL より携帯電話機またはスマートフォンにワンタイムパスワードアプリをダウンロードし、当該ワンタイムパスワードアプリにサービス ID、ユーザーID およびお客さまがトークン発行依頼時に指定した利用開始パスワードを正確に入力してください。サービス ID、ユーザーID および利用開始パスワードを入力することにより当該アプリをトークンとして利用できます。 (2) ～ (3) 略 4.利用解除の手続き ワンタイムパスワード利用解除を希望する場合は、「インターネットバンキング」からワンタイムパスワード利用解除手続きを行ってください。この手続きが完了した後は、お客さま本人確認手続きに、ワンタイムパスワードの入力が不要となります。 なお、再度、ワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、前項 (1) および (2) の手続きを行ってください。ただし、前項 (1) および (2) の手続きが行えるのは、ワンタイムパスワード利用解除日の翌日以降になります。 トークンをインストールした携帯電話機またはスマートフォンを変更する場合には、上記手続きに従って、一旦ワンタイムパスワードの利用解除してからを行い、利用解除日の翌日以降に新たな携帯電話機またはスマートフォンに再度前項 (1) および (2) の手続きを利用解除日の翌日以降に行ってください。 5.略 6.ワンタイムパスワードおよびトークン管理 (1) ワンタイムパスワードおよびトークンをインストールした携帯電話機またはスマートフォンは、お客さまご自身で厳重に管理し、他人に知られたり、紛失・盗難に遭わないよう十分に注意してください。 (2) トークンをインストールした携帯電話機またはスマートフォンを紛失した場合、トークンの偽造、変造等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合は、当行所定の方法により届け出を行ってください。 7.略 第 12 条 メール通知パスワード 第 13 条 通知手段 略 第 14 条 届出事項の変更 略 第 15 条 「ID」、「パスワード」に関する紛失・盗難等
--	---

1.契約者の「ID」、「パスワード」等が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合、機器の盗難、遺失などにより「ID」を第三者に知られるおそれがある場合、契約者は当行所定の時間内に届け出てください。

届出の受付により、当行は本サービスの利用を停止します。この停止により、すでに依頼済みで当行が処理をしていない振込、振替等の依頼は取消依頼がないかぎり有効に存続するものとします。

2.前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。本サービスの利用を再開するには、当行所定の手続きをとってください。

第 15 条 反社会的勢力との取引拒絶

1.本サービスは、第 1 6 条第 5 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 1 6 条第 5 項各号の一にでも該当する場合には、当行は本サービスの利用申込をお断りするものとします。

第 16 条 解約等

1.この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、解約は書面での通知または We b フォームにより行うものとし、契約者から通知する場合は We b フォームまたは当行制定の書式による解約届を提出するものとします。なお、解約は当行の解約手続きが終了したときに有効となります。解約手続きが終了するまでの間に、解約が行われなかったことにより契約者に損害が発生することがあっても、当行は責任を負いません。

2.略

3.代表口座を解約、または契約者の都合で代表口座の取引店を変更する場合は、事前に本サービス解約のお手続きが必要となります。We b フォームまたは書面にて解約の届出を行ってください。

4.～5.略

第 17 条 取引店の変更

略

第 18 条 免責事項等

1. 次の各号の事由により本サービスの取扱に遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。

(1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった時

(2) ～(4) 略

2.略

3.当行所定の本人確認手続きを行ったうえで、取引を行った場合は、当行はパソコン、スマートフォン の操作者を契約者本人であるとみなし、暗唱番号等の不正使用、盗難その他の事故があっても、それにより生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

4.～6.略

第 19 条 海外から利用する場合

略

第 20 条 サービスの追加

略

第 21 条 サービスの廃止

1.契約者の「ID」、「パスワード」等が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合 (「パスワード」などを記載した「手続き完了のお知らせ」が紛失した場合等を含みます)、機器の盗難、遺失などにより「ID」を第三者に知られるおそれがある場合、契約者は当行所定の時間内に届け出てください。

届出の受付により、当行は本サービスの利用を停止します。この停止により、すでに依頼済みで当行が処理をしていない振込、振替等の依頼は取消依頼がないかぎり有効に存続するものとします。

2.前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。本サービスの利用を再開するには、当行所定の手続きをとってください。

第 16 条 反社会的勢力との取引拒絶

1.本サービスは、第 1 7 条第 5 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 1 7 条第 5 項各号の一にでも該当する場合には、当行は本サービスの利用申込をお断りするものとします。

第 17 条 解約等

1.この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、解約は書面での通知により行うものとし、契約者から通知する場合は当行制定の書式による解約届を提出するものとします。なお、解約は当行の解約手続きが終了したときに有効となります。解約手続きが終了するまでの間に、解約が行われなかったことにより契約者に損害が発生することがあっても、当行は責任を負いません。

2.略

3.代表口座を解約、または契約者の都合で代表口座の取引店を変更する場合は、本サービスは解約扱いとさせていただきますので、直ちに書面にて解約の届出をしてください。

4.～5.略

第 18 条 取引店の変更

略

第 19 条 免責事項等

1. 次の各号の事由により本サービスの取扱に遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。

(1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等をやむを得ない事由があった時

(2) ～(4) 略

2.略

3.当行所定の本人確認手続きを行ったうえで、取引を行った場合は、当行はパソコン、携帯電話の操作者を契約者本人であるとみなし、暗唱番号等の不正使用、盗難その他の事故があっても、それにより生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

4.～6.略

第 20 条 海外から利用する場合

略

第 21 条 サービスの追加

略

第 22 条 サービスの廃止

略 第 22 条 規定の準用 略 第 23 条 契約期間 この契約の当初契約期間は、Web フォームからの初回利用登録日から起算して 1 年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から起算して 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。 第 24 条 譲渡、質入れ等の禁止 略 第 25 条 準拠法・合意管轄 略 第 26 条 規定の変更 略 第 27 条 スクレイピング契約に基づく外部連携サービスについて 当行は、本スクレイピング（※1）のために利用者がフィンテック企業等の接続事業者に対して当行に登録されている ID やパスワード等の識別符号を提供すること、及び接続事業者が利用者の識別符号等を利用して本スクレイピングを実施することを、銀行が本利用規定（第 4 条 本人確認等の条文）において定める利用者の識別符号等の第三者提供、利用許諾等の行為禁止義務を解除し、利用者及び接続事業者に対して許容します。 【用語説明】 ※1 スクレイピング フィンテック企業等の接続事業者がインターネットバンキングの画面から預金者の情報を読み取るコンピュータソフトウェア技術。別称ウェブ・クローラーあるいはウェブ・スパイダーという。	略 第 23 条 規定の準用 略 第 24 条 契約期間 この契約の当初契約期間は、「手続き完了のお知らせ」に記載されている登録日から起算して 1 年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から起算して 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。 第 25 条 譲渡、質入れ等の禁止 略 第 26 条 準拠法・合意管轄 略 第 27 条 規定の変更 略 第 28 条 スクレイピング契約に基づく外部連携サービスについて 当行は、本スクレイピング（※1）のために利用者がフィンテック企業等の接続事業者に対して当行に登録されている ID やパスワード等の識別符号を提供すること、及び接続事業者が利用者の識別符号等を利用して本スクレイピングを実施することを、銀行が本利用規定（第 4 条 本人確認等の条文）において定める利用者の識別符号等の第三者提供、利用許諾等の行為禁止義務を解除し、利用者及び接続事業者に対して許容する。 【用語説明】 ※1 スクレイピング フィンテック企業等の接続事業者がインターネットバンキングの画面から預金者の情報を読み取るコンピュータソフトウェア技術。別称ウェブ・クローラーあるいはウェブ・スパイダーという。
--	--